

「延岡市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画】(案)」の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物（ごみ）の減量化・資源化や、適正な処理を推進するための基本的な方針です。

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、このたび計画策定から5年間が経過することから、中間見直しを実施しました。

2. 中間見直しにおける主要な変更点

10年間に及ぶ計画期間における中間見直しとなりますので、基本方針や取組の体系を維持しつつ、国際的にも問題となっている食品廃棄物の削減に関する取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画（※P.5）」として盛り込むこととしています。

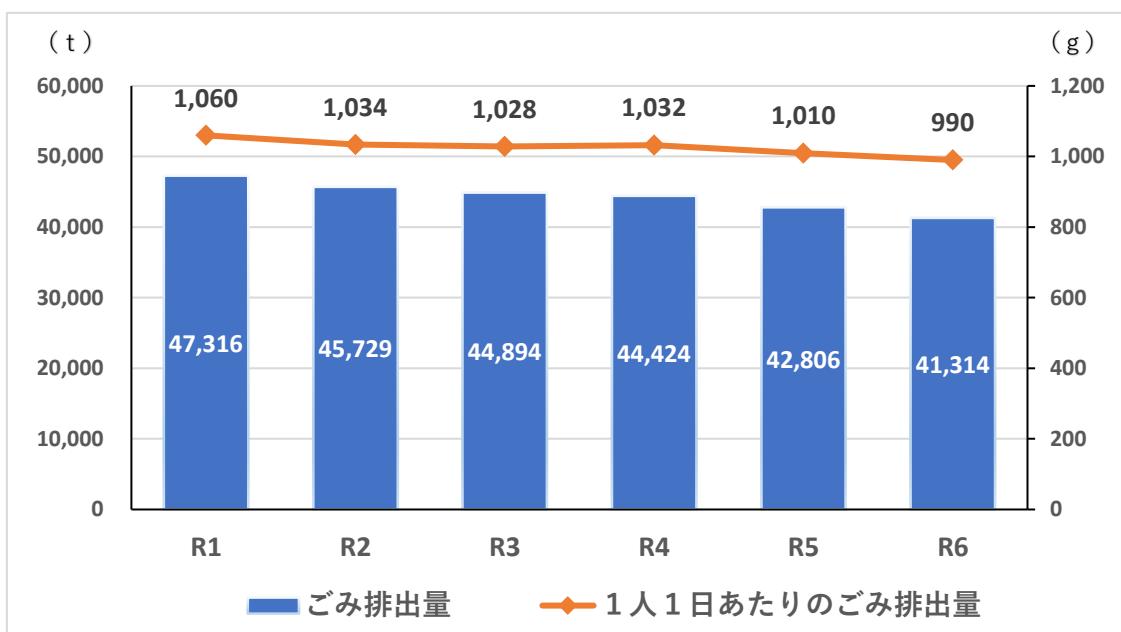
3. ごみ処理の現状

1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、令和元年度以降、減少傾向にあり、令和6年度には、41,314 tとなっています。

2) 延岡市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

本市の1人1日平均排出量（ごみ排出量原単位）は、令和元年度の1,060g/人・日以降、減少傾向にあります。令和6年度には990 g/人・日となり、これは、中間目標年度である令和7年度予測値1,008g/人・日を下回っており、令和元年度比で70g減少しています。



4. 今後の方向性

1) ごみ減量化・資源化（4R）のさらなる推進

今後も、ごみの発生抑制や減量化を推進するために、市民・事業者の理解と協力に向けSNS等様々なツールを活用した啓発活動や情報提供等を実施します。また、建設予定の新たな複合施設では、環境教育やごみとして出されたものの再使用等について、検討を進めます。

2) 国際的な課題でもあるプラスチックごみへの対策

近年、使い捨てプラスチックごみによる海洋汚染等が世界的な問題となる中、国においてもプラスチックごみへの対策が環境政策上の課題となり、令和4年には「プラスチック資源循環促進法」が施行されています。

本市においても、市の取組が国際的な課題の解決に結びつくことを意識しながらプラスチックごみへの対策を図るため、現在分別収集している容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの分別収集の方法と資源化について、検討を進めます。

3) 国際的な課題でもある食品ロス削減の推進

近年、まだ食べられる状態にある食品が廃棄される「食品ロス」が世界的な問題となる中、国においても食品ロスの削減が環境政策上の課題となり、令和元年には「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、食品ロスの削減を推進していく必要があります。

本市においても、市の取組が国際的な課題の解決に結びつくことを意識しながら、食品ロスの削減に向けた普及啓発活動を推進します。

4) 事業系ごみのさらなる減量化・資源化と適正処理の推進

本市のごみの特徴として、依然、事業系ごみの占める割合が高いことが挙げられます。今後も、事業系ごみにおける排出者責任の定着を図るとともに、事業系ごみに対する取組を推進しながら、さらなる削減を図ります。

5) 適正処理の観点等も踏まえた新たな分別品目の拡充

本市の清掃施設に搬入される資源物は年々減少傾向にありますが、リサイクル率は類似自治体の平均程度となっています。

収集や処理の工程で爆発や発火の恐れがある小型充電式電池（リチウムイオン電池等）については、民間事業者のさらなる活用により効率的な資源化処理を図ります。

また、製品プラスチックについては、新たな分別品目としての拡充を検討します。

6) ごみ処理施設の老朽化への対策及び大規模災害の発生等に備えた強靭化

ごみの安定的な処理を継続させていくため、清掃工場の施設の老朽化や大規模災害の発生に備えた強靭化等の対策を行うとともに、粗大ごみ処理施設とゲン丸館の複合施設としての建替事業を確実に進めます。

5. 基本方針等

本計画における基本方針を以下に示します。

基本方針 1 行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化、資源化の推進

ごみの減量化、資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市はこうした市民・事業者の取組を促すための施策の実施に加え、資源の分別回収品目を増やすなど、三者の協働による4Rの取組を推進します。

基本方針 2 環境に配慮したごみの適正処理

ごみを効率的、効果的に分別回収するため、市民・事業者に分別の協力を求めるとともに、資源の分別回収品目の追加を行い、ごみの減量化、資源化を促進します。そのような取組により、施設への負荷の軽減を図りつつ、施設や設備の適切な点検・整備及び強靭化や複合施設の建設等を含めた更新計画により、ごみ処理能力の維持を図ります。

同時に施設の安全で安定的な運転管理に努め、資源物の回収、エネルギー活用を推進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を図ります。

また、民間事業者への処理委託については、経済性・効率性を考慮し継続するとともに、処理体制の充実を図ります。

基本方針を踏まえた行政、事業者、市民の協働による取組イメージを以下に示します。



6. 目標達成に向けた取組

目標達成に向けた取組を以下に示します。

基本方針

方針 1 行政・ごみの事業者化・市民の資源化の協働による推進

方針 2 環境に配慮したごみの適正処理

目標達成に向けた取組

番 号	取 組 の 内 容	
行政	取組 1	教育・啓発活動の充実 【重点施策】
	取組 2	延岡市ごみ減量化対策懇話会との連携
	取組 3	市民団体への支援と協力
	取組 4	ごみ処理有料化制度の充実
	取組 5	プラスチックごみの排出抑制・資源化の推進 【重点施策】
	取組 6	生ごみの減量化・資源化の推進 【重点施策】
	取組 7	事業系ごみ対策 【重点施策】
	取組 8	集団回収事業
	取組 9	オフィス町内会事業
	取組 10	グリーン購入の推進
	取組 11	分別品目拡充による資源化の推進 【重点施策】
市民	取組 1	資源の分別収集等の活用
	取組 2	マイバッグ等の活用 【重点施策】
	取組 3	生ごみの削減 【重点施策】
	取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進 【重点施策】
事業者	取組 1	分別による資源化や適正処理の徹底 【重点施策】
	取組 2	紙ごみの削減 【重点施策】
	取組 3	過剰包装の自粛 【重点施策】
	取組 4	使い捨て容器の使用抑制 【重点施策】
	取組 5	食品ロスの削減 【重点施策】
	取組 6	店頭回収等の実施
基本的事項	取組 1	分別の徹底
	取組 2	収集・運搬主体の原則
家庭系ごみ	取組 1	新たな分別区分の検討 【重点施策】
	取組 2	収集回数の検討
	取組 3	ごみステーション方式による収集
	取組 4	市民サービスの充実
事業系ごみ	取組 1	排出者責任の徹底
	取組 2	許可業者による収集と自己搬入
適正処理	取組 1	適正処理の推進
	取組 2	広域処理の継続
資源化	取組 1	熱エネルギーの有効利用
	取組 2	民間活用の検討
	取組 3	資源化拡充に向けての調査・研究
処理困難物	取組 1	特別管理一般廃棄物及び市で処理することが困難なごみの対応
	取組 2	一般廃棄物処分業の許可
最終処分	取組 1	埋立量の削減
災害廃棄物	取組 1	災害廃棄物への対応
環境美化	取組 1	環境美化の推進
不法投棄	取組 1	不法投棄対策の推進
事故防止	取組 1	爆発・火災事故等の防止
	取組 2	塵芥収集車での作業事故防止
	取組 3	その他の事故防止
地域との融和	取組 1	地域に受け入れられるごみ処理施設
ごみ処理施設	取組 1	ごみ処理施設の整備 【重点施策】
	取組 2	旧焼却施設の解体等
	取組 3	旧最終処分場の跡地利用

7. 食品ロス削減推進計画に関する取組について

食品ロス削減推進計画とは、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体が食品ロス削減を推進するために策定する計画です。

都道府県や市町村は、その策定が努力義務とされており、食品ロス削減のためには、行政、事業者、消費者（市民）がそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要です。

1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品のことで、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に、そして大量に発生しています。

この食品ロスの問題については、平成27年9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとして、令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的な課題として捉えられています。

2) 延岡市における食品ロスの発生状況

本市では、家庭から排出される食品ロスの発生状況を把握するために、令和5年度から家庭から出る燃やすごみの組成調査を行っています。令和6年度の組成調査によると、家庭から出る燃やすごみ全体の約13%が食品ロスと推計されています。

3) 行政の取組 ～生ごみの減量化・資源化の推進～

市の取組が国際的な課題の解決に結び付くことを意識しながら「3切り運動※1」や「30・10運動※2」、「てまえどり」、「生ごみの堆肥化」等の普及啓発、県と連携した「食べきり協力店」の登録拡大などに積極的に取り組み、生ごみの減量・資源化の推進を図ります。

4) 市民の取組

食材の買い過ぎに注意し、買うときには棚の手前（てまえ）にある期限の迫った商品から順番に取り購入する「てまえどり」や、買ったものは使い切る「使い切り」、食べものを大切にし残さず食べる「食べ切り」を心掛けるとともに、宴会等において「30・10運動」を励行するなど、食品ロスの削減に努めます。

5) 事業者の取組

事業者（特に、食品販売店や飲食店等）は、賞味期限が迫った商品の値下げ販売や、廃棄を避けるための「てまえどり」の呼びかけ、小盛りメニューの提供、食べ残しを減らすための呼びかけ（「30・10運動」への協力等）に取り組み、食品ロスの削減を推進します。

※1 3切り運動:「水切り」、「食べ切り」、「使い切り」

※2 30・10運動:宴会が始まった後の30分間と、お開き前の10分間は料理を食べることに集中し、食品ロスを削減する運動

8. 達成目標（ごみ減量化目標）

今回の改定において、達成目標の見直しを実施しました。市民1人1日あたりのごみ排出量を、令和12年度までに55g（令和6年度比）削減して、935gを目指します。

ごみ減量化目標

■ 指標：市民1人1日あたりのごみ排出量（g/人・日）

【基準年度】

【現状】

【計画目標年度】

70g 削減

55g 削減

1,060g/人・日



990g/人・日



935g/人・日

実績値

令和元年度

実績値

令和6年度

令和12年度

《令和元年度から令和12年度にかけて、125g（約12%）削減》